

「いきいき高齢者プランまいばら 第7期介護保険事業計画／高齢者福祉計画（案）」に関するパブリックコメント（意見募集）の結果について

■意見募集期間

平成30年1月26日（金）～平成30年2月20日（火）

■意見の提出方法

閲覧場所に直接提出、郵送、FAX、電子メール

■閲覧場所

市公式ウェブサイト、市役所各庁舎および行政サービスセンター、市立図書館

■提出された意見等の数および内容

・2件（1人）

提出された意見等の内容	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
<p>第8章 介護保険サービスの量の見込みと保険料</p> <p>9 第1号被保険者の保険料の算定</p> <p>（1）第1号被保険者の保険料の算定の図表8-29「第1号被保険者の保険料の算定」の所得段階別被保険者数の段階は、</p> <p>（2）所得段階別保険料の設定の図表8-30「所得段階別保険料」の13段階と整合させる必要があります。</p>	<p>御意見のとおり、所得段階別被保険者数の段階について、市の段階に置き換えて表示します。</p>	<p>所得段階別被保険者数の段階は、国の基準段階である9段階で表示しています。御指摘のとおり、市の保険料段階の整合を図るため、市の段階に置き換えて表示します。</p>
<p>第8章 介護保険サービスの量の見込みと保険料</p> <p>9 第1号被保険者の保険料の算定</p> <p>（2）所得段階別保険料の設定の図表8-30「所得段階別保険料」に介護保険施行令の改正内容を盛り込む必要があります。</p> <p>—関連文書—</p> <p>老発0914第2号(平成28年9月14日)</p> <p>「介護保険法施行令の一部を改正する政令の交付について」(平成30年4月1日施行)</p>	<p>御意見のとおり、改正内容について説明を付記します。</p>	<p>介護保険施行令の改正内容を踏まえ、保険料の算定を行っています。この改正内容について、図表8-30「所得段階別保険料」の表の下に介護保険料の段階の判定に関する基準について説明を付記します。</p>